

## 議会議案第3号

### 五島市議会議員定数条例の一部改正について

上記議案を、会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和元年12月4日

提出者	五島市議会議員	草野久幸
	同	宗藤人
	同	木口利光
	同	片峰亨
	同	神之浦伊佐男
	同	村岡末男

(提案理由) 口述

## 五島市議会議員定数条例の一部を改正する条例

五島市議会議員定数条例（平成16年五島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

### 附 則

この条例は、次の五島市議会議員の一般選挙から施行する。

五島市議会議員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

五島市議会議員定数条例（平成16年五島市条例第4号）

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、五島市議会議員の定数は、 <u>18人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、五島市議会議員の定数は、 <u>20人</u> とする。